



平成27年5月12日

各 位

会 社 名 日本トランスシティ株式会社 代表者名 取締役社長 小 川 謙 (コード番号 9310 東証・名証第1部) 問合せ先 取締役総務部長 安 藤 仁 (TEL 059-353-5212)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第101回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

業務執行を行わない取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)および監査役の損害賠償責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨を現行定款第29条(取締役の責任免除)および第37条(監査役の責任免除)に規定するものであります。

なお、現行定款第 29 条 (取締役の責任免除) の変更に関しましては、監査役全員の同意 を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日 定款変更の効力発生日 平成27年6月26日

以上

現 行 定 款

変 更 案

第1条~第28条(省略)

(取締役の責任免除)

第 29 条 本会社は、会社法第 423 条第 1 項に規定 する取締役(取締役であった者を含む。)の損害 賠償責任を、法令の限度において、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によっ て免除することができる。

(新 設)

第 30 条~第 36 条(省略)

(監査役の責任免除)

第37条 本会社は、会社法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって免除することができる。

(新 設)

第 38 条~第 41 条(省 略)

第1条~第28条(現行どおり)

(取締役の責任免除)

第 29 条 本会社は、会社法第 423 条第 1 項に規定 する取締役(取締役であった者を含む。)の損害 賠償責任を、法令の限度において、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によっ て免除することができる。

本会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。) との間に、会社法第 423 条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度 額は法令が規定する額とする。

第30条~第36条(現行どおり)

(監査役の責任免除)

第37条 本会社は、会社法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって免除することができる。

本会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第 423 条第1項に 規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度 額は法令が規定する額とする。

第 38 条~第 41 条 (現行どおり)